

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 10 月 22 日

公益社団法人岩手県農業公社

理事長 千葉和彦

1 調達内容

- (1) 件 名 及 び 数 量 令和 7 年度社用車新規リース導入 その 4 1 台
- (2) 調達件名の特質等 仕様書のとおり
- (3) 調 達 方 法 60 ケ月リース方式
- (4) 納 入 期 限 令和 8 年 1 月 21 日（水）
- (5) 納 入 場 所 公益社団法人岩手県農業公社 花巻事務所
岩手県花巻市二枚橋町南一丁目 46 番 3 号

(6) 入 札 方 法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 盛岡市内に本社又は支社（支店・営業所等の拠点）を有する者。
- (5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去 3 年間に、国、地方公共団体又は県内の公益法人等と自動車賃貸借契約を締結し、かつ、履行した実績がある者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号 パルソビル3階

公益社団法人岩手県農業公社 総務部総務課 (担当) 高橋

電話番号：019-651-2181 FAX：019-624-5107

メールアドレス：nyusatu@i-agri.or.jp

(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、公益社団法人岩手県農業公社のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能である。)

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年11月5日(水) 10時 公益社団法人岩手県農業公社 4階会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明者に示す、使用審査等に必要書類を令和7年10月29日(水) 15時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札日の前日までの間において、公社から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加

(3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

財務処理規程第21条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他詳細は、入札説明書による。